

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成25年9月12日(木) 13:19～14:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

新谷 絃一 委員長

松尾 勇臣 副委員長

尾崎 充典 委員

太田 敦 委員

田中 惟允 委員

岡 史朗 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 南部東部振興監

福谷 農林部長

大庭 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○新谷委員長 それでは、ただいまの説明並びにその他の事項も含めて、質疑があればご発言願いたいと思います。

○岡委員 今話を聞く中で、通告していませんが、2～3、ご質問をさせてもらいたいと思います。

まず1点は、木材の件でございます。県産材の活用推進という角度から、今いろいろな促進策、奨励策もとられておりますが、まず1点おさらいを込めてお尋ねしたいのは、今、県産材の活用を推進するに当たって、国が行っている事業、それから県が行っている事業、それ以外に市町村単独でやっている事業等の把握があれば、それをおさらいして教えてい

ただきたいのがまず1点でございます。

それから、2点目は、これは確認でございますけれども、先ほどの県土マネジメント部長の説明がありました、契約金額の変更の件でございますが、後段（公共土木施設災害復旧事業及び地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更について）は、国の労務賃の変更に伴うものでございますので、自然に発生するものでやむを得ないと思うのですが、一番気になりますのは、当初契約したものが途中で増額補正されることが多々あるわけでございます。今回に限らずあるわけでございます。増額の要望は上がってくるのですが、減額はめったにないのです。専門家がもちろんいろいろチェックをしているとは思いますが、当初、工事契約をするときに、例えば今回の増額についても、どのような状況で見積もって契約したのか、その後、どのような万やむを得ない事情が出てきたのか。また、その辺の判断の基準はどうなっているのか。その辺のことについて、少し説明があればお聞きしたいと思います。以上です。

○岡野奈良の木ブランド課長 木材の利用に関する取組ということでご質問をいただきました。

まず、国が行っているもの、県が行っているもの、市町村単位で行っているものでございますけれども、国では林業の再生プランということで、国産材の利用をふやしていこうと、法律も改正いたしまして、近年特に力を入れられております。そういった中で、例えば川上から木材を出してくる際の高性能の林業機械の整備でありますとか、路網の整備、また川下に参りまして、製材機械の整備の補助金もございますし、また、ことしからは木材の利用ポイントということで、住宅を建てる際に国産材を使った場合に助成しましょうという制度も始められました。

県におきましては国のこういった制度を、より奈良県において加速させるという意味合いから、例えば先ほどの住宅の話でいきますと、国の木材利用ポイントにさらに奈良県産材を使った場合に上乗せをしましょうという上乗せ助成なども行っております。また、市町村では、やはり各市町村内の木材の利用ということで、エリアをさらに絞って重点化していくという意味合いで住宅の助成があるということも聞いております。また、小学校に導入している学習机も地域の木材を使った場合に助成といたしますか、地域の木材を使ったものを入れていこうという取組を行っていることを把握しております。以上でございます。

○福嶋砂防課長 十津川村折立地区の契約変更についてのご質問でございます。

折立地区の地すべり対策事業についてでございますが、これは、一応鋼矢板を打ちまし

て、それを土どめとしてその鋼矢板の背後に土を載せ、その押さえ盛り土によって地すべりを抑止するという工事でございます。今回の変更は、その鋼矢板の打設工法の変更でございます。契約後、工専用進入路を設置して、鋼矢板打設箇所の試掘を行いました。その結果、当初想定していなかった20～30センチを超えるような玉石を多数確認したことから、鋼矢板の工法をバイプロ工法、鋼矢板を震わせながら打設する工法から、オールケーシング工法というケーシングを入れて中を掘削して鋼矢板を打設するという工法に変更するものでございます。

当初、設計時にどのような調査をしたのかということでございますが、ちょうど工事区間が200メートルございます。その真ん中あたりの高さの違うところの2カ所をボーリングしております。その結果、そのような大きな玉石があるということが確認できました。また、加えて、河川のところでございますので、その河川の表層については目視によって確認をしております、そのときは玉石があったということは確認できませんでした。

100メートルという基準でございますが、国土交通省の河川砂防技術基準というのがございます。その解説・調査編に、100メートルに1カ所ボーリング調査をなささいということになっております。200メートルで両側については目視できますので、その真ん中をボーリングしたということで、当初設計においても通常の基準に基づいて調査をしたということでございます。以上です。

○金剛県土マネジメント部次長（技術担当） 今回の案件の具体的な内容は、今砂防課長が申したとおりです。この事業の変更につきましては、軽微なものを除いて、工法が大きく変わるものにつきましては部長承認というか、幾つかのプロセスを経てチェック体制をとっております。

また、事業費の変更が3割を超える、あるいは3,000万円を超えるものにつきましては、土木事業の円滑化委員会を設置しております、その中で変更内容が適切なものであるかどうかについて審議をするというプロセスを経て、今回この委員会に報告させていただいているところでございます。

○岡委員 土木の工事費の件につきましては、今説明聞いたことだろうとは思っておりますので、別に大きな不安は持っていませんけれども、ただ、懸念いたしますのは、最初、工事の査定をするときに、100メートルに1カ所という説明がございましたが、場所によっては少しよく見ておかないといけないということが予想される場合は、基準はそうならないとしても、もう少し詳しくチェックするとか、現場での知恵とか、工夫をして、でき

るだけ正確な工事の見積もりが出るようにやるべきではないだろうかということをお教訓としてぜひお願いしたい。特に場所によって、川の近くとか、川の中というのは、堆積物はわかりません。レントゲンのように皆写るといいけれども、上から照らしても多分わからないと思いますので、ボーリング調査しかないとは思いますが、川というのは普通の例えば畑の調査であるとか山の調査の場合と違います。ましてや大災害の後でもございますので、いろいろなものが埋まっている可能性もあるかもしれませんし、場所がそういうところであるときには、今後これをぜひ生かして適切な見積もりができるようにご努力をお願いして、これは要望しておきます。

それから、今、奈良の木ブランド課長からご説明がありました、これもざっくりした説明でございますけれども。1つ疑問に思っているのは、邪推かもしれませんが、国が新しくこの補助制度を追加しました。それで、県がその分を減らしている、従前よりその分は減らしていなかったのですか。誤解だったら申し訳ないが、国が出してくれるようになったので、県はその分を差しかえるという場面があったのではないかと、どの分野かははっきり覚えていませんけれども、どの分がどうかは知りませんが、せっかく国が追い風を送るためにやってくれている補助制度が、逆に県にすれば先行してやっている分を差しかえて終わっているという感じのものもあると思いますので、県がせっかく少ない財源の中で一生懸命汗を流して、捻出してやっている制度が、いいものであれば、国が出してくれたからといって、それを即座に差しかえるという場面があったのでは、寂しい発想だと思います。事実でなければ失礼な話だけれども、1度その辺のことで気になることがありますので、特にここ最近の国の新しい助成制度が出たときに、県はそのことについてどう対応されたのかと1つ思います。

それから、この間、県内調査で宇陀市へ行かせていただきまして、理事者もいらっしやいましたので、同じ説明を聞いてもらっているのですけれども、宇陀市も独自に県産材、特に宇陀市内の県産材の利用を促進する政策を考えていらっしやいました。私はこの県産材の活用促進というのは、国や県がもっと積極的にやるべきものであると思うわけでございます。少し話は長くなりますが、林業政策というのは、はっきり言いまして、ある意味において国の政治の判断の誤りがあると思います。日本が戦後の復興になったとき、これから木が要るということで、どんどん木を植えさせたわけでございますが、その後、海外からの森林資源の輸入基準を緩和することによって、国内の林業が大変大きなダメージを受けた中で、それをずっと引きずっているのが今の本県の林業生産者の悩みではないかと

思うわけでございます。国も恐らくその辺の責任を感じて、また地域おこしいうこともありますけれども、そういう意味で、税金も投入して、林業に携わっている方々の応援をすべきというわけです。

そこで、前からいろいろな場面をお願いしていますが、今、県が行っている補助金の制度は、大分、間口を広げてくれています。もっとダイナミックに補助政策を考えてはどうかと思います。具体的に申し上げますと、例えば福祉施設であるとか公共施設などへの補助制度が中心となっていて、民間では戸建てには補助制度がありますけれども、それ以外に置かれている、準公共的な施設であるとか、もっと言えば、完全に個人の株式会社の施設でもいいわけです。そこで本当に県産材を使ってくれるということがあれば、消費がそれによって伸びるのであれば、思い切って、制限を撤廃して、逆に言えば、誰人たりとも県産材を使えば自動的に補助が受けられるという、そういう発想でもう少し間口を広げて、使い勝手のいい補助制度にすべきではないだろうかという以前から思っております。

話はちょっとそれですが、実はこの間、十津川村に行かせていただきまして、復興住宅のモデルハウスの中にも入れていただき、見てまいりました。比較的安い値段でできておったようでございまして、本当に木の香りのする、木造のよさも体験させていただきました。そう考えますと、これからは木材のよさをしっかりアピールしていけば、民間の住宅だけではなくて、いろいろな場所に木を使うということがどんどん広がっていくのではないかと思いますので、そういう視点から各市町村で既に、国、県の政策だけでは足りないから、一生懸命やっているところもあるわけでございますので、もっと県産材が活用しやすい、使い勝手のいい補助制度を積極的にやられたらどうかと思います。これは農林部長、一言ご決意のほどをお願いできますか。質問はそれだけでございます。

○福谷農林部長 種々ご意見を岡委員からいただきました。

1点申し上げますのは、例えば市町村の立場、県の立場、国の立場、いろいろあろうかと思っておりますので、その立場立場に応じた形で対応していかなければいけないと従前からずっと思っていることではございます。ただ、おっしゃられたように、県としても県産材の利用促進は大変大きな政策課題であるにとらえておりますので、今いただいたご意見も踏まえて、今後研究も十分して行って、対応できるところはしていきたいと思っております。以上でございます。

○太田委員 2点質問させていただきます。

先日、9月6日にNHKで放送されました「かんさい熱視線」という番組を見せていた

だったのですが、紀伊半島大水害から2年経過し、堆積土砂をどうするのかという中身で放映されました。和歌山県那智勝浦町では、この災害前は避難勧告は1回しか出ていなかったのですが、災害後は23回も出ているということが特集されていまして、また、堆積土砂の問題も取り上げられておりました。奈良県十津川村では、地盤の緩みや川の水位の上昇などによって土砂の流出が続いているなど、十津川村の復旧、復興を担当する方がこの土砂の流出の状況などを訴えておられました。これを受けて京都大学の角教授が堆積土砂の脅威について解説をして、この堆積土砂の危険性を調査して、危険度の高い場所から取り除くべきだと指摘をしておられます。現在、県として十津川村で行っております堆積土砂の除去作業の現状について、まずお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、先日、高取町にあります奈良県森林技術センターを訪ねてまいりました。ここでは県内の林業従事者をはじめ、全国の大学や企業と連携して研究や開発を進めておられます。今、ここで熱心に取り組んでおられるのが、竹の成分が80%入ったプラスチックで、実際に竹のプラスチックでつくった朱肉入れなどを見せていただきました。石油などこの化石燃料から、どこにでもある竹の活用で、環境保護とか、また新たなまちおこしにつながるのではないかということでした。まだコストが非常に高くて市場に出せる状況ではないのですけれども、ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思っております。

同時に、やはり県森林技術センターということですから、主役であります木材をどう再生可能エネルギーへと転換していくのかという点は、皆さん非常に注目をされていると思うのですが、木材を利活用したバイオマス発電についても積極的に取り組んでいただきたいと思っております。現在、県では実証実験が進められているとお聞きしておりますけれども、その点についても、現在の状況についてお伺いしたいと思います。以上です。

○平岡河川課長 太田委員のご質問にお答えさせていただきます。

十津川村での河川の堆積土砂に対する取り組み状況ですが、紀伊半島大水害から、先ほどもおっしゃったように2年がたちます。大規模に山腹崩壊した土が川に入っている箇所が8カ所あります。県におきましてはそれを重点的に今やっているところです。十津川村におきましては、山手川と、熊野川の野尻がもう終わりました。今は熊野川の長殿、宇宮原、それと神納川の3カ所で土砂撤去をしております。

確かに河川の堆積土砂というのは崩壊斜面が供給源になるので、その辺とも歩調を合わせながらやらないと余り効果が上がらないので、熊野川堆積土砂対策連絡調整会議をつく

りまして、地元の市、村、国土交通省、林野庁、ダム管理者、県が参加しまして、その河川の堆積土砂を取っている箇所と、斜面の対策をされている、特に十津川村は林野庁がやっておられるところが多いのですが、川の土を取っていますので、できるだけまず川に、土が入らないようなことを優先してくださいとお願いをしながらやっている状況です。以上です。

○岡野奈良の木ブランド課長 木質バイオマス熱利用の実証実験のことについてお答えをさせていただきます。

木質バイオマスの利活用につきましては、森林に放置されております未利用の間伐材の有効利用ですとか、現状のエネルギー事情、そういったものを勘案いたしますと、非常に重要なものであるということから、昨年度から未利用木材の現状はどうなっているのかとか、木質バイオマスの利活用の採算性等の試算、こういった検討をしてみました。その結果、木材搬出や、ペレットなどの製造といった面においてのコスト面が普及における課題であることが判明いたしました。

このため、先ほど太田委員からもお尋ねがありましたように、木質バイオマス熱利用の実証実験を平成25年度で進めております。具体的には、7月から御杖村と川上村にあります県有林から原料となる木材の搬出を行いまして、これは先日完了いたしました。70立方メートルの搬出を行いました。それをもとに、8月5日から御杖村で移動式のペレタイザーを使いまして、ペレットの製造、目標を20トンにしておりますけれども、開始しております。この後でございますが、9月下旬から10月にかけて県内の市町村の担当者等を対象に、デモンストレーションとか、製造に当たっての説明会を行いたいと思っております。また、12月になりますと、実際に熱利用を行っていく施設整備、ペレットストーブとか農業用のボイラーといったものを設置して実際の利用実験を行う予定でございます。あわせて、この実証実験から得られたデータを日々とっているわけでございますけれども、その分析を行いまして、公表もしていきたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、十津川村の堆積土砂の問題でございますけれど、先日もこの紀伊半島大水害の復旧、復興の現状と取組ということでお示しをしていただきました。先日のこのテレビ番組の中で、京都大学の角教授がおっしゃっていたのは、堆積土砂で河川の水位が非常に上がっていて、今まで川の流れなかった位置のところまで水が上がってきて、今まで岩肌だっ

たところが、水位が上がることによって土を取り除いていっていると。それがまた新たな堆積土砂を生んでいるという指摘もありまして、非常に心配だと思ったところです。先ほどご説明いただいた中で、幾つかポイントを絞ってもやっていただいているということでございます。テレビの報道などで見ますと、心配される方も多いかと思しますので、先日もこのような形で、紀伊半島大水害の復興、復旧の現状と取組ということで報告もしてもらっておりますけれども、広く皆さんに知らせていただきたいと思っております。

あと、2点目の木質バイオマスの問題でございますけれども、先ほどお話がございましたように、現在、実証実験が進められているということです。昨年の過疎・南部地域振興対策特別委員会の県内調査で、トリスミ集成材株式会社を木質バイオマス利用ということで見学をさせていただきました。その時点で既にもう動かしていなかったということですが、おがくずの廃棄処理費用が毎年1,000万円かかるから、それをうまくバイオマスに活用していたということですが、そのおがくずの廃棄処理費用が無償となったことによって、結局メンテナンス等で赤字になってしまうというお話でございました。せっかくいい設備があるのですけれども、コストがかかってしまって、それがなかなかうまくできないというお話でございました。

また、こうしたさまざまな取り組みの中で、いろいろな教訓が引き出されていると思えますので、その点も十分今後も取り入れていただいて、ぜひ奈良県で木質バイオマス利用が実現、普及できるようにお願いしたいと思います。以上です。

○田中委員 通告はしていないのですが、岡委員と同じ立場で、もう少しお教えいただきたいと思いましたが、公共施設における木質化の利用計画を打ち立てるということが国の方針で指導されていると思うのですけれども、全国ランキングの中で奈良県がどのぐらいの位置にあるのか、どの程度の市町村が県内でそういう計画を打ち立てているのか、その辺のところを具体的にお教えいただけたらありがたいと思います。

それから、もう一つは、奈良県の森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例、この条例の改正でございますが、ご説明いただいた部分の文言についてはわかるのですが、これをもう少し具体的にかみ砕いたら、何がどうなるのかという部分が、その実態像が余りよく見えないので、もう少しわかりやすくご説明をいただきたい。資料「南部・東部地域振興対策特別委員会資料（条例案）」1ページで林業再生基金の基金を処分できる場合の変更ということを書いていたのですが、これは何を意図してどうなるのかという、もう少しわかりやすいご説明をお願いしたいと思います。

○岡野奈良の木ブランド課長 公共建築物の木質木造化の件が1点と、今回提出させてもらっております森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例の改正のことについて答弁をさせていただきます。

公共建築物の木造木質化につきましては、県におきましては平成24年3月に県の方針をつくりまして、県下の市町村においても、ぜひ市町村方針をつくっていただきたいとお願いしてまいりました。現時点では39市町村のうち29市町村で既に策定済みとなっております、残り10市町村におかれましても、現在策定中だとお答えをいただいているところもありますので、随時その実績が上がってくるものと思っております。県といたしましては、引き続き策定いただくように働きかけてまいりたいと思っております。

全国の状況はというお問い合わせでございますけれども、7月末現在のものしかございませんが、19都道府県が既に100%の市町村で策定をされていますので、奈良県は39市町村のうち29市町村が策定ということで、現在75%程度の策定率ということでございまして、全国で、概数ですけれども、20位あたりかというところでございます。なお、余り自慢できる話でないかもわかりませんが、近畿地方で見ますと、和歌山県に次いで2位という水準でございます。

続きまして、奈良県の森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例の改正でございますけれども、この基金は、実は国からの財源をもとに林業及び木材産業の振興に資する各種施策を実施するために積み立ててきているものでございます。この基金は、国のさまざまな財源をもとに積み立てておりますが、この中に国の復興財源も含まれているということで、報道でご存知かと思っておりますけれども、他の府県で、不適切な執行の事例があると批判を受けまして、本年7月2日付で農林水産大臣から知事宛てに用途の厳格化、いわゆる被災地に用途を限定しろという話で、それ以外のものにつきましては執行済み、または執行済みと認められるものを除いて速やかに国に返還してくださいと要請がまいったところでございます。

奈良県におきまして、その状況を調べてみますと、今後の事業予定で、被災地に直接木材を送るところがございませんでしたので、国の要請に従いまして、国の復興予算で配分された金額は当初20億5,000万円でございます、そのうちから平成24年度の執行分並びに平成25年度当初予算で既に予算計上させていただいたものを除きまして、14億円余りを国へ返還させていただくと、9月補正予算でお願いしている部分でございます。これを返すに当たりまして、現行の基金条例では、実際に事業を実施する場合

にしか基金を取り崩せないとなっておりますので、国に返還する場合において取り崩せるように改正をお願いしているものでございます。以上でございます。

○田中委員 よくわかりましたが、使ったものは返さなくていいけれども、使っていない分は返せというのも、少し酷かなという感じがしましたので、あえて質問させて……（発言する者あり）ひとつ、そういう意味で申し上げましたので、残念だという意図でございます。以上で質問を終わります。

○尾崎委員 通告しておりませんが、1点だけ気になったので。

木質バイオマスの実験を御杖村で始められていると聞いておりますが、それで、現状、そのバイオマスチップのコストが問題だと先ほどお話があったのですが、現状はどの程度できていて、どれぐらいになれば流通するのか、まず1点教えてほしいです。

そのコストは、何が一番かかるのか。当然材料費、人件費、そういう備品だったり搬送費、さまざまありますが、今、実験中ということで、明らかになってくるとは思うのですが、わかっている範囲で教えてください。

○岡野奈良の木ブランド課長 お答えいたします。

木質バイオマスにつきまして、先ほど答弁で申し上げましたように、昨年度実はいろいろ採算性や先進事例を文献資料によって検討なり調査なりをしたわけでございます。そういった中で、求められた数字、概数でございますけれども、現在奈良県で、ペレットをつくると、1キログラム当たり35円程度かかるという試算でございます。これをストーブに使うということになりますと、灯油との差と申しますか、今、灯油の値段が少し上がっておりますので、大変有利ですけれども、そういった場合、そのときの試算でいきますと、33円から34円程度で大体同じぐらいのベースの数字が出ております。

ただし、世の中に流通するということは、流通させる運搬費ですとか、当然販売する方の経費とか、いろいろかかるわけでございまして、そういった部分を差し引いて製造が可能にならないといけない。一般に言いますと、35円で売ろうとすると、原価25円以下でないといけないということも調査でわかってきたわけでございます。

どういうところに一番コストがかかるのかというご質問がございましたが、今まさにその実証実験でいろいろ調べておりますけれども、1つの問題といたしましては、やはり奈良県の山の中の路網密度が全国に比べて低いという数字があります。となりますと、道から遠く離れたところの木を集めるのには、人件費といいますか、そういうお金が非常にかかってきますので、その材を集めてくるということも一つのポイントです。また、運搬

というところもポイントになってきております。実証実験をやっている中で、1つ見えてきたのは、一般に使われております林業機械というものは、奈良県の林道よりも若干広いタイプを標準に考えられているものなので、どうしても奈良県の林道に入れると、機械が小さくなって効率が悪くなると。そういった面でいろいろ機械の改良をどうしていくかと。それによって効率性を生み出せるのではないかとということが若干見えてきていると思います。

それともう1点、やはり木から燃料をつくりますので、木というものは切った直後は水分をたくさん含んでおります。そこから燃料をつくるときに、乾燥をどうしていくのか、できるだけ効率的にやって手間をかけないでやると安くできるということもありますので、こういうあたりを中心に今後いろいろ詰めてまいりたいという状況でございます。以上です。

○尾崎委員 ありがとうございます。

やはり人件費だったり搬出、搬入の両方にお金がかかるということで、平成24年2月に文教くらし委員会の県外調査で高知県の檜原町に行ってまいりました。そのときには、一つのアイデアとしてですけれども、地域の方々が内職感覚で休みの日、また雨が降って仕事ができないときに間伐材を山にとりに行って、持ってきてくれたものを1トンいくらかで買うと。すると結構いいバイトになるという話もしておられましたので、そういう方々の力もかりながら、休職中の方が自分のトラックで行ってそれを回収するということで、非常に効率的にコストダウンにつながっているということも聞きましたので、実験をされるのでしたらそういうことも踏まえてコストダウン、そして流通させて商売になるような方法を考えていただけたらと思います。以上でございます。

○新谷委員長 ほかございませんか。

それでは、質問がないようでございますので、これで質疑を終わりたいと思います。

次に、先般、川口委員から当委員会へき地教育の取り組みについてのどのようになっているのか、場合によったら担当理事者に常時来てもらってもいいではないかという提案がございましたが、とりあえずへき地教育の現状について、次回の委員会でその説明をお聞きしたらと思いますので、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次回の委員会に報告を求めたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、これで理事者の皆さん方、ご退席いただけますか。ご苦労さまでございませ

た。

(理事者退席)

それでは、会議を続けたいと思います。委員同士の討議を行うということになっていきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

ただいま県内調査の結果及び南部振興計画等の資料を配付させていただきました。まず、県内視察の経過概要についてをごらんいただきたいと思いますが、9月4日に実施をいたしましたので、資料を見ていただいたらありがたいと思います。宇陀市立室生保育所、紀伊半島大水害災害復旧現場、うだ・アニマルパークの状況、JAまほろばキッチンのそれぞれの状況について盛りだくさんでございましたが、ご協力をいただきましてスムーズに終わらせていただきました。雨模様ではありましたが、ご協力に感謝申し上げますと思います。この内容についてはもうこの資料に出ております。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、我々の討議についてのことに入りたいと思いますが、どのように進めさせてもらったらよろしゅうございますか。

○**国中委員** 委員同士の討議を、委員会でしなければいけないということはない。君はこう言うけど、私はこう思うなんて。そのようなものでまとまるのか。

○**新谷委員長** 今の国中委員の発言なのですが、今まで質疑応答しかないということだったのですが、最近の議会改革の中で、委員間討議で意見交換をやったらという、討議をやったらということです。

○**尾崎委員** 当然の話ですけれど、委員間討議をすることが意外に主張されておりますし、逆に言うと、無理に議員間討議する必要は実はないのです。相手の意見に対して誹謗中傷するようなことが基本になっていないので、今こうして無理やりするのはおかしいと、無理やり。あっ、それおもしろいですね、もっと聞かせてくださいというようなやりとりで十分いいわけで。

○**田中委員** 川口委員がおっしゃった教育委員会をここへ呼んだほうがいいのではないかというのも、これも委員間討議で1つの結論を出してくださったわけだから。

○**尾崎委員** 川口委員が以前に教育委員会がないではないかと話をされたのですが、ほかの委員会が何があるかわからないので、多分仕分けされているのだと思うのです。南部・東部地域を考えると福祉施策も当然必要だし、きょうもちらっと聞きたくなかったので

います。うまいこと仕分けされているとことなのですか。事務局、どうですか。

○**国中委員** 経過を説明します。議長、副議長会議のときに、集中的に、例えばこの委員会で、この委員会は今までだったら過疎・南部地域振興対策、過疎地・水資源等対策という名称で、理事者は全般的に呼んでいました。だけれども、例えば今、尾崎委員がおっしゃったような福祉の関係だったら常任委員会があるではないかということ。それで、教育委員会も実はそうだったのです。あったのだけれども、それで、その都度必要であれば、先ほどこの前から提案していただいている川口委員が言われたへき地教育はどうなっているのだということで、また来てもらおうかと。それで今回、深刻な福祉の問題があれば、例えば少子高齢化の問題等々があれば、次に呼んではどうだと、来てもらおうではないかというような形になって、議長招集で議会運営委員長がまとめて、それで承認することになった。そして、特別委員会名称は、過疎・南部地域振興対策から南部・東部と、東部を入れないといけないということになって今日に至っていると、こういうことです。

○**尾崎委員** ありがとうございます。よくわかりました。だから、必要に応じて手を挙げて次のときお願いしますということでいいわけですね。

○**川口委員** 特にへき地の問題はね。聞きたいのは、東部・南部地域はへき地の問題があるわけで、限界集落とか、そういうような問題がどんどん進んでいって過疎化の現象がどうなっとなるかということで、理事者で集約したものを我々に資料としてもらうというのも、これもやっぱり大事なことです。

(「大事なことだと思います。」と呼ぶ者あり。)

そうすると、正副委員長にいろいろ、理事者の捉えている課題を、内容を集約して、我々に示してもらおうということが大事ではないかと、思うので、一々質問といっても、それはもう膨大だもの、それをやるのは。

○**国中委員** 範囲が広いから、今回のこの委員会2年間は経済関係、要するに山(林業)、それでインフラ、それを集中的にやっということうことで、これだけの理事者になっていると、こういうことです。

○**松尾副委員長** 結局それで特別委員会、ある1つのことに関してこの目的を達成しろということで設置するわけですから、だからその東部・南部という地域振興対策というような名前だけ聞いていたら、幅広く審議できるだろうと思ってしまうのでしょうけれど、まず今も国中委員おっしゃったような、本来それで設置をして、これを目的として理事者も決めていることですから、まずそこをもう1点再度この委員会で確認するべきではないの

ですか。そうしないと、何もかにも全部本当に幅広いことをしてしまいますので。

○尾崎委員 例えば、地域振興なのですから、南部・東部地域に企業を立地するのを聞こうと思ったら理事者がいないとか、瞬間的にいろいろなことを思うことがあるので。

○秋本委員 そのことを思ったら、企業も欲しいわけです。そのときは担当を呼んだらいい。

○新谷委員長 常任委員会で網羅しているといったらそれで終わってしまうけれど、しかしそれに関係しますけれど、過疎と過密が同時進行しているような奈良県の現状を考えたときに、南部・東部地域の特別委員会を設置をしてという趣旨で今の理事者を呼んでいるということなのですが、いい提案をされましたので、へき地教育は特に、またそういうときになったらご提案をいただくとして、2年間は基本的にはこのままいくわけですね。

○岡委員 今、川口委員がおっしゃったことに重ねてお願いしたいのですが、今、県がよくつくっている全国何位というような項目別のデータ。あれの奈良バージョンで、奈良県下の中で、管轄する東部・南部地域の各市町村のデータが比較して、県全体でどう偏っているかということがわかるようなものを各項目別に、出してもらったら我々議論はしやすいのだけれども、やや今はこのうろ覚えの数字で物を言っているので、なかなかきちっとしていないところがあるのです。理事者も我々もデータに基づいてきちっとその状況を把握した上で議論したほうがいい議論ができると思いますので、先ほど川口委員がおっしゃったことにあわせて、ぜひ具体的に1回奈良バージョン的なものを、特に振興に対する項目、今話ありました教育やら福祉やら経済やらいろいろ言いましたね、それを幾つか。
(「企業立地もあるし。」と呼ぶ者あり。)

そうそうそう、そういうもののデータで、各このエリアの地域の市町村の置かれてる状況を、わかりやすいものをつくってもらったらありがたいですね。

○新谷委員長 それで理事者、そういうことで、今ご提案があったようなこと、ちょっと範囲が広いかもわかりませんが。

(「理事者にはわからない。」と呼ぶ者あり。)

○田中委員 ある程度は。だから100の指標に入っていない部分のことを言っていたので。

○新谷委員長 いや、その中でも南部・東部地域という位置づけをされているわけだから、ちょっと、いけるやろな。

○国中委員 いや、またこれ範囲が広がってしまったら。

(「広がってしまうかな。そやけど。」と呼ぶ者あり。)

範囲が広がってしまったら、とにかくぼやけてしまう。

○新谷委員長 へき地教育については大事なことですし、教育の振興は東部・南部地域の大きな1つの課題でもあるし、今、岡委員が提案されたことを、できるのだったらできるだけやってみてください。

○国中委員 今、岡委員が言っていることは、必要だと思う。

○岡委員 県がつくっている資料をもう一回練り直して、あれを見やすくしてほしいのです。今言ったように、特に東部・南部地域の課題がこういうふうに出ていますよということ丁寧に事務局で1回調べて、たたき台的なものを1回提案してほしいです。

○松尾副委員長 それで、それに合わせて問題あるところに関して議論をここですという話だから。

○岡委員 そうそうそう。

○松尾副委員長 そうしたら、もう本当に幅広くなって、出席を求める理事者をもう一からもう一回変えてもらって。

○国中委員 基本的にはインフラ整備と山(林業)、要するに地域経済、山(林業)、雇用も含めてあると思うのだけれども、それはもう集中的に今回は2年間やっていこうということになってるから、ほんで先ほど言った教育委員会はあるかないかという話も出たし、その都度その都度、集中的にやっていかなければいけないのはやっぱり山(林業)だと思うので。

○川口委員 基本重点は、今、国中委員が言っているようなことですね、基本重点は。

(「そうそう、そうそう。」と呼ぶ者あり。)

全くほかに気になることはない。

(「それはありますよ。」と呼ぶ者あり。)

○新谷委員長 そのときはそのときで、正副委員長に任せてもらって、理事者と協議しながら。今の提案のように。

○田中委員 先ほど質疑の中で質問した木材利用計画云々という全国ランキングと奈良県の間の状況というのは、これは100の指標の外の指標です。既に理事者側はそういう資料をつくって持っておられるわけです。新たにつくるのはいろいろお願いしてというか、向こうへ話をしないとつukれないと思いますけれども、手持ちのそういうランキングはかなりあると思いますので、それをお話ししていただいたらいいと思うので。

○新谷委員長 またそのとき提案をしてもらって、先ほどちょっとありましたけれど、それやっぱりそうしよう。関係することは事実だけれど、問題点があったり、あるいは気になることがあったら。それで我々としては正副委員長にある程度、また理事者にも一応その状況を聞いて。

○石井事務局長 それはまた相談させてもらって、とにかくデータ問題につきましては、この委員会の目的でありますので、木材の関係、それからインフラの関係を中心とした指標をどれだけできるかということで、とりあえずそれを調査して、余り幅広くやってしまう、ちょっともうもたないので。

○国中委員 ぼやけてしまう。

○石井事務局長 はい。要は当委員会の所管にかかわる部分についてどれぐらいの指標が、コンパクトにまとめて。

○尾崎委員 確認ただけでございまして、そういうことだということが今よくわかりました。よろしいですか。

○石井事務局長 はい。それをちょっと。

○尾崎委員 聞きたいことがあったら聞いてもいいのだけれども、それとは別に、やっぱり林業やインフラ整備に特化するということが今回のテーマであるということですね。

○国中委員 それと、ちょっと気になるのだけれども、この前の委員会に川口委員が教育問題で教育委員会に出席してもらおうとおっしゃった。それで委員会が、ワンクッションおくれるわけだ。普通、本来ならきょう来てもらわなければいけない。それでそんなことを言ったら後手後手になってしまう。だからきょうは、例えば、今、尾崎委員が言いましたように、福祉の問題を聞きたいというなら、事務局から次の南部・東部地域振興対策特別委員会の開催内容を聞いておいて、担当の課長なり部長なり次長なりに出席してもらうように、すぐにしないと、ワンクッションおくれます。これはできないのか。

○新谷委員長 そうだけれど、よろしいか。事前通告というようなことになってしまうと、ここに呼んでいない理事者を呼んでいるではないかということは……。

○国中委員 それは委員長が一回言ってくれたらいいのだ。

○新谷委員長 いや、言うけれど。

○国中委員 次の委員会は……。

○新谷委員長 次の委員会まで確かにワンクッションおくれるのは事実。

○国中委員 ワンクッションおくれてくるだろう。

○新谷委員長 それは理事者はどうなっている。月1回程度開かないといけないことになってるのかな、一応基本は、委員会は。

○吉田書記 委員会を何回開くかというのは、この委員会で決めたらよいことになります。

○川口委員 そんなに真剣に考えないほうがいい。各部屋で勉強してもいいことだ。

○国中委員 よし、ではもうそういうことにしておこう。委員長、副委員長に任せよう。

○新谷委員長 そういうことで終わったのですけれど、よろしく願いいたします。きょうはありがとうございました。これで終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。